かわさき市民ネットワーク編ヘイトスピーチを許さない



日本第一党の主張(移民・外国人政策)

「外国人による犯罪」について / 「朝鮮学校」について / 「入管特例法」について / 「在日コリアンの生活保護」について / 「外国人の国民健康保険の加入」について / 「川崎市の外国人福祉手当」について / 「池上町」について

2019 年末現在、日本に在留する外国人は約 293 万人とされています。在留資格別に多い順を挙げると、「永住者」約 79 万人、「技能実習」約 41 万人、「留学」約 35 万人、「特別永住者」(旧植民地出身の在日コリアンと台湾省出身者及びその子孫等)約 31 万人、「技術・人文知識・国際業務」約 27 万人になっています(出入国管理庁)。

2018年の改定入管法による外国人材受入れを、安倍首相 (当時)は「移民政策と誤解されないように」と述べましたが、 「永住者」と「特別永住者」の永住許可を受けた両者だけでも、 既に約111万人、全外国人の38%を占めています。

また、将来の日本人の人口は、生産年齢人口(15~64歳) が 2015 年の 7,529 万人(全人口の 61%)から 2030 年には 6,773 万人(全人口の 51%)にまで減少すると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所)。

少子・高齢化による国内の労働力不足は深刻で、過疎化が進む北海道、東北、中国、四国、九州の農・林・畜産・水産業及び製造業などは、外国人の働き手を抜きに成り立たなくなるかもしれません。

私たちは、戦前・戦中の朝鮮人戦時労働動員の過ちを繰り返さないように、日本に在留する外国人を単なる「労働力」 としてではなく、共に生き、共に働く住民として迎えることが大切です。

日本第一党などは、在日コリアンをはじめとする旧植民地 出身者や 1990 年以降急増した外国人に対して、事実を歪曲 したり、事実無根のデマで侮辱し、敵意や憎悪を煽り、排除 せよと主張しています。

私たちは彼らの主張の誤りをただし、国籍、在留資格による差別をなくし、文化の多様性を尊重し、共に生きる"人としての尊厳"を守るために、日本社会の制度と意識を改革することが必要と考えています。そして、地域で多文化共生のまちづくりを進めていきます。

もくじ

●在日コリアンに差別はあっても、「在日特権」はありません	
1 在日コリアンの渡日と戦後の処遇 1	
2 国籍による差別 2	
3 在日コリアンの法的地位 3	
4 入管特例法で特別永住者に4	
5 永住者も自国〔滞在国〕に戻る権利を4	
6 日本政府は「在日特権」はないとしています 6	
●外国人の犯罪は減少しています 8	
●外国人は生活保護法の権利として受給していませんが、厚生労働省が「準用]]
を自治体へ通知しています	
1 生活保護の対象となる外国人とは 9	
2 生活保護の外国の事例 10	
●外国人福祉手当は、年金加入の国籍差別による不利益を回復する自治体の政	び策
です	
1 国民年金制度から国籍を理由に在日外国人を排除 11	
2 日本人には経過措置(救済)があるのに 11	
●社会保障の外国人への適用は、内外人平等が国際基準です	
1 現状 13	
2 福祉ただ乗り論の登場一政府が差別を煽動 14	
●地権者と居住者の話し合いによる解決を求めます	
1 池上町―街の形成史・戦前 15	
2 街の形成史・戦後 16	
●民族固有の文化、言語を継承する権利を保障すべきです	
1 朝鮮学校の歴史ー解放後 21	
2 占領軍と日本政府の弾圧 22	
3 民族学校の閉鎖と再建 23	
4 各種学校としての不利益をなくす運動 25	
5 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の	
支給に関する法律」からの排除 25	
6 幼児教育・保育の無償化からも排除されています 28	
●ヘイトスピーチを根絶するために	
・表現の自由とヘイトスピーチについて 32	
インターネットによる人権侵害の被害者救済に向けて	
• 選挙運動だからといってヘイトスピーチは許されません 3	9
●知っておきたいこと 「朝鮮人」という呼称 19	
「支那人」という呼称 30	

日本第一党の主張①

入管特例法を廃止し、一部の外国人に 対する優遇処置を撤廃する



在日コリアンに差別はあっても、 「在日特権」はありません

1 在日コリアンの渡日と戦後の処遇

日本第一党の前身は、「在日特権を許さない市民の会(在特会)」(2007年設立)です。設立当初から、彼らは、在日コリアンなどが特権や利権を享受して、日本人以上の「優遇措置を受けている」といったデマを流布してきました。

在日コリアンの歴史を振り返ると、 1910年の「韓国併合条約」によって、 朝鮮人は大日本帝国による植民地 統治の下で臣民(日本国籍者)とさ れました。

しかし、同じ日本国籍者とはいっても、戸籍で朝鮮半島出身者とわかるように区別されていました。日本列島出身者は戸籍法に基づく「内地戸籍」ですが、朝鮮半島出身者は朝鮮戸籍令に基づく「朝鮮戸籍」でした。この区別をもとに、いろいろな面で差別されたのです。

アジア太平洋戦争期に朝鮮人は 約 67 万人余(厚生省勤労局「朝鮮 人集団移入状況調 1945 年 10 月」) が、日本の石炭山(注:炭鉱の意)、 金属山(鉱山の意)、土建(土木建築 現場の意)、工場などに戦時労働動 員として連行されました。兵力として も、約 24 万人余(軍人 11 万人余、 軍属 12 万人余)(厚生省資料)が徴 兵・徴用されました。

1945 年の敗戦後は占領軍によって「解放民族」と規定されましたが、 実際には帰国の奨励と支援の他に は特に解放民族としての処遇策はあ りませんでした。

朝鮮の独立までは従来通り日本 国籍を「保持」するものとされました が、戦後改革の象徴ともいえる 1946 年4月の衆議院議員選挙では「戸籍 法の適用を受けざる者の選挙権・被 選挙権は当分の間これを停止」とされ、排除されてしまいました。

それどころか、1947年の外国人登録令は、「朝鮮人は(略)当分の間、外国人とみなす」として、管理と監視の対象とされました。逆に、教育については日本国籍保持を理由に「朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する

者は、日本人同様、市町村立又は 私立の小中学校に就学させなけれ ばならない」(1948 年 1 月文部省学 校局長通達「朝鮮人設立学校の取 扱いについて」)とされ、日本政府の 都合に合わせて、「外国人」や「日本 人」に変わるなど、人権を無視した 「処遇」を受けてきました。

2 国籍による差別

サンフランシスコ平和条約が発効する直前の1952年4月19日付法務省民事局長通達によって、一律に「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」とされました。

在日コリアンは国籍選択の自由もなく、一方的に日本国籍を離脱させられることになりました。この措置は、在日コリアンを外国人として無権利状態に置く、国籍による差別の始まりでした。

戦争犠牲者援護法関連 16 法のうち、原爆 2 法(1957 年原爆医療法、1968 年原爆特別措置法)以外の戦傷病者・戦没者、未帰還者、引揚者

については、全て国籍条項により戦 後補償から排除されてきました。

社会保障関連法も、制定当初から 国籍条項がないのは被用者健康保 険と被用者年金(厚生年金)だけで した。しかしながら、就職差別を受け ていた在日コリアンにとって、健康保 険・厚生年金のある企業に就職する ことは至難の業でした。

国民健康保険、国民年金、児童 手当への加入、公営住宅への入居 などからも排除されていました。社会 保障関連法の国籍条項が撤廃され たのは、1979 年国際人権規約の批 准、1981 年難民条約の加入によるも のでした。戦後補償や社会保障から 排除された結果、日本人に準じた取 扱いがなされる生活保護が、最後の セイフティ・ネットだったわけです。 その他、公務員や公教育の教員 採用においては法文には規定がないのにも関わらず、政府の「公権力 行使には日本国籍が必要」(1953年 内閣法制局第一部長回答)との解釈 により、今も管理職などへの任用が 制限されています。

過去に中華民国国籍を有する大阪弁護士会所属の弁護士が、1974年から 1988 年に定年退職するまで調停委員を務めた事実が判明していたにも関わらず、裁判所の民事調

停委員、司法委員も同様の理由で 登用されていません。その後も各地 の複数の弁護士会が外国籍弁護士 を推薦していますが、地裁、家裁は 最高裁に上申や選任することを拒否 し続けています。

また、民生委員及び児童委員や 人権擁護委員も特別公務員として選 挙権を有する者に限定されており、 選挙権を有しない外国籍市民は地 域に貢献しようとしてもできない状況 にあります。

3 在日コリアンの法的地位

在日コリアンの法的地位については、上記の1952年サンフランシスコ平和条約発効と同日に、法律第125号外国人登録法が施行され、外国人登録証明書の申請、常時携帯、切替え、指紋押捺が義務付けられました。国籍は一律に「朝鮮」とされました。

また法律第 126 号では、「平和条約発効に伴って日本国籍を離脱する者で 1945 年 9 月 2 日以前から引続き本邦に在留する者及びその子は、別に法律で定めるまでは在留資格を有することなく在留することができる」と定められました。

しかしながら、無条件で在留を認

められたわけではなく、出入国管理 令の適用を受け、1年以上の実刑を 受ければ退去強制の対象となるなど、 在日コリアンへの処遇の方針が定ま らない中での暫定措置でした。

その後、1965年の日韓基本条約と「在日韓国人の法的地位協定」の締結によって、「協定永住」という在留資格が創設されました。

申請し、許可されれば外国人登録の国籍欄が「朝鮮」から「韓国」に変更され、「教育、生活保護、国民健康保険に関する事項について妥当な考慮を払う」というものでしたが、国民健康保険の適用以外はすでに日本人に準じた適用がなされているの

で、申請者は1969年当時で約10万 人ほどでした。あえて協定永住を申 請せず、韓国籍を取得しない在日コ リアンの在留資格は「法 126-2-6」の ままで、国籍欄も「朝鮮籍」のままに なっていました。

さらに、1982年に出入国管理法が 改正施行され、協定永住を申請しな かった人に「特例永住」という在留資

格を創設しました。

また、協定永住は1971年1月16 日の申請期限までに申請した人とそ の子どもには認められましたが、協 定永住三世代目については何の取 り決めもなく、25 年を経過するまでに 日・韓政府で再協議することになっ ていました。

入管特例法で特別永住者に 4

協定永住三世代目については、 1991年の日・韓政府による協議の結 果を踏まえ、「日本国との平和条約 に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(入 管特例法) | が成立し、1945年9月2 日(降伏文書調印式の日)以前から 引続き日本に在留する者とその子を (法 126-2-6)、協定永住、特例永住 を一本化し「特別永住者」として、永

住を子々孫々に許可するように改正 しました。

植民地支配によって日本国籍とさ れ、渡日を余儀なくされた背景と、戦 前からの 75 年余に及ぶ定住の歴史 に基づいて、他の外国人よりは退去 強制の要件が緩和され(第22条)、 再入国許可の有効期間も特例(第 23 条)を設けるなど出入国管理法上 の特例措置がとられました。

5 永住者も白国〔滞在国〕に戻る権利を

日本の入管制度は、永住者である 出国させています。1998年に国際人 す。

権規約自由権規約委員会は日本政 にも関わらず、再入国許可証を得て 府へ、以下のような勧告をしていま

18) 出入国管理及び難民認定法第 26 条は、再入国許可を得て出国した外国人 のみが在留資格を喪失することなく日本に戻ることを許可され、そのような許可の付

与は完全に法務大臣の裁量であることを規定している。この法律に基づき、第 2 世代、第 3 世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪される可能性がある。委員会は、この規定は、規約第 12 条 2 及び 4 に適合しないと考える。委員会は、締約国に対し、「自国」という文言は、「自らの国籍国」とは同義ではないということを注意喚起する。委員会は、従って、締約国に対し、日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請する。

※自由権規約第12条[移動及び居住の自由]「合法的にいずれかの国の領域内 にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由について の権利を有する。」

4 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。

永住者には再入国許可制度の適用から除外し、日本人と同等に出入国審査を行えばよいのです。



6 日本政府は「在日特権」はないとしています

彼らがいう在日特権という主張に ついては、ヘイトスピーチ解消法に 関する2015年5月21日の国会審 議において、政府は明確に批判し ています。第189回国会参議院法 務委員会(2015年5月21日)の仁 比聡平議員の質問と井上宏法務 省入国管理局長の質疑を紹介しま す。

在日特権をめぐる国会審議リンク先: https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?m inId=118915206X01220150521

仁比聡平君「私は特に、単なる言葉だけではなくて、権利、自由を制限しようとする、傷つける、損なおうとする、ここが大事なのではないかと考えるようになりました。このへ仆スピーチに関して、各地で扇動をしている排外主義的な団体、在特会は、こうしたマイノリティ集団があたかも隠された特権を享受しているかのように差別を扇動すると、そうした論理を使っています。そこで、入管局に、お手元にお配りをいたしました入管特例法に基づく特別永住資格の特徴について表を作っていただいたんですけれども、この在特会はへ仆をあおるビラの中で、特別永住資格、平和条約国籍離脱者等入管特例法によって認められた資格である、もちろん、他の外国人にはこのような資格は与えられておらず、在日韓国人・朝鮮人を対象に与えられた特権と言える、紛れもない外国人でありながら、日本人とほぼ変わらぬ生活が保障されていると宣伝して、扇動して、この在日コリアンの排斥をあおっているわけですね。入管局長に伺いますが、在特会の言うような意味においての特権なのでしょうか。」

政府参考人井上宏君「特別永住者と申しますのは、日本国との平和条約の発効によりまして本人の意思に関わりなく日本の国籍を離脱した者で、終戦前から引き続き我が国に在留している者及びその子孫であって、我が国で出生し引き続き在留している者のことでございますが、日本の国籍を離脱することとなった歴史的経緯でございますとか我が国における定着性に鑑みて、いわゆる入管特例法におきまして一般の外国人とは異なる措置が特例として定められたもので、そのような法的な地位でございます。」

仁比聡平君「そうした趣旨で定められているのであるから、これは特権ではないで

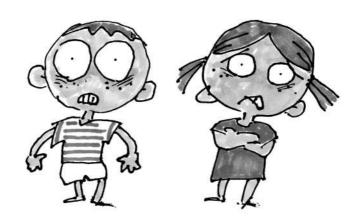
すよね。局長、もう一回。|

政府参考人井上宏君「この特例措置は、特別永住者の法的地位の安定を図るために法律により特に設けられたものでございまして、このような措置を根拠として 日本社会から排斥するようなことは、これはあってはならないことだというふうに理解しております。」

2014 年 10 月 20 日に橋下徹大阪市長(当時)と在特会会長の桜井誠が、大阪市役所内でへイト規制をめぐって激しい論争を繰り広げました。その後の朝日新聞の取材に、法務省は「(入管特例法は)特権とは思っていません」と回答しています(2014 年 11 月 18 日朝日新聞大阪本社版)。

在日コリアンは、五世代、100 年 以上にわたり日本で生活している にも関わらず、就職、入居、公務 員・教員の任用、選挙権などの面において、国籍による差別、任用制限が今もなお続いており、特権は一つもありません。

「在日特権」とは事実と異なるデマであり、在特会自身も特権はないことを知りつつ煽動しています。 「在日特権」なるものは、在日コリアンなどを不当に、著しく侮蔑し、憎悪と敵意を煽動する差別的言動なのです。



日本第一党の主張②

外国人による犯罪が増加している



外国人の犯罪は減少しています

この主張は明らかに実態を無 視したデマそのものです。2019 年 版の『犯罪白書』によると、外国人

による刑法犯の推移は以下のとおりです(1980年~2018年まで)。

◆ 外国	人によ	る刑法	厄 5年	ごとの	検挙件数	数(上段:4	年 下戶	设:件数)
1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018
16,071	19,583	13,410	27,891	32,298	43,622	22,569	16,017	15,549

白書では、2005年の43,622件をピークに減少傾向は明らかとしています。2018年の刑法犯検挙人員総数206,094人に占める外国人の比率は4.88%で、日本人が95%を占めています。また、2019年の検挙件数は、14,789件とさらに減少しています。

外国人の犯罪比率は、人口比率より若干高いのですが、少子 高齢化社会という日本人の人口 構成と、留学、就労目的などで来 日する生産年齢(15~64歳)の 外国人が多いという年齢構成の 違いを考慮しなければなりません。

さらに言葉の壁や劣悪な労働 条件、社会保障へのアクセスの 困難性、日本社会の支援のシス テムの不十分性などの課題があ り、外国人が犯罪に陥らないよう な支援策こそが必要です。

日本第一党の主張③

在日朝鮮人は生活保護を優先的に 受給している



外国人は生活保護法の権利として受給していませんが、厚生労働省が「準用」を自治体へ通知しています

1 生活保護の対象となる外国人とは

「生活に困窮する外国人に対す る生活保護の措置について」(1954) 年社発382号厚生省社会局長通知) によると、「外国人は生活保護法の 適用対象とはならないが、当分の間、 生活に困窮する外国人に対しては 一般国民に対する生活保護の決定 実施の取扱いに準じて保護を行う」 としています。また、2009年3月厚 生労働省社会・援護局保護課長事 務連絡で、「対象となる外国人は、 適法に日本に滞在し、活動に制限 を受けない永住、定住などの在留 資格を有する外国人」であり、具体 的な在留資格などとしては、「①入 管法別表 2 の在留資格を有する 者:永住者、日本人または永住者の 配偶者等、定住者②入管特例法の 特別永住者(平和条約に基づき日 本国籍を離脱した者など)③入管法 上の認定難民」と通知しています。

審査は日本人と同様の基準、方法で行われ、2014年11月18日付朝日新聞大阪本社の取材に対して、厚生労働省は「生活保護の制度上、国籍で受給を判断することはありません」と回答しています。

しかしながら、2014年の最高裁判決は「外国人は、行政庁の通達などに基づく行政措置により事実上の保護の対象になり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない外国人は行政措置により事実上の保護の対象となりうるにとどまり、生活保護法に基づく受給権を有しない」と判示しています。このため、申請を却下されても日本人のように不服申し立てができない状況になっています。

また、2015 年 7 月末時点の厚生 労働省「被保護者調査」では、外国 人が世帯主の世帯は 44,965 世帯、 その世帯の人数は 69,914 人です。 生活保護全体からみると、世帯数で 2.8%、人数で 3.3%ですから、受給 者の約 97%は日本人です。外国人 の受給率が少し高いのは事実です が、それは就職差別と年金制度か ら排除されてきた差別の歴史が背 景にあるからです。 また、彼らは「日本人の税金が外国人に流出する」などとしていますが、外国人も住民税、固定資産税、相続税、消費税などあらゆる納税の義務が等しく課せられています。納税の義務を果たしている外国人が社会保障を受ける権利は、当然に認められるべきです。

2 生活保護の外国の事例

フランスでは、5 年以上有効な滞在許可証を持っている 25 歳以上の外国人に適用され、扶養する子がいる場合や妊娠中であれば制限も取り払われます(宮島喬・鈴木江理子著『新版 外国人労働者受入れを問う』P.47 2019 年 岩波書店)。

フィンランドは生計援助法第 2 条 1 項で「援助を要する者で、賃労働、 事業活動、生計費を保障するその 他の給付、その他の収入若しくは資 産、生計維持義務者による扶養、ま たはその他の方法により生計費を 得ることのできない者は、何人も、生 計援助を受給する権利を有する」と 定めています。

スウェーデンの社会サービス法 4

章第1条は「自ら生計を維持できない、または他の手段によってもニーズを充足することができない者は、社会委員会から生活扶助を受給する権利がある」とし、外国人は1年以上の滞在予定を要件とする住民登録を必要としています。

ドイツも「滞在3カ月未満」、「職を探しに来ている外国人とその家族」、「庇護希望者給付法に基づく給付権者(難民認定者)」を除き、「国内に常居所を有し」、「就労許可を有すること」などが生活保護の受給資格で永住者などに限定していません(近藤敦著『多文化共生と人権』P.154 2019 年 明石書店)。

日本第一党の主張④

川崎市の外国人福祉給付金を廃止する



外国人福祉手当は、 年金加入の国籍差別による不利益 を回復する自治体の政策です

1 国民年金制度から国籍を理由に在日外国人を排除

1961年に国民年金制度が施行されたとき、外国人は国籍を理由に排除されました。その後、国際人権規約、難民条約の批准によって、社会保障については"内外人平等主義"が原則になり、1982年から国民年金法、児童手当法、児童扶養手当法などの社会保障関連法の国籍条項は撤廃され、外国人も加入できる

ようになりました。

しかし、国民年金の老齢年金受給については、当時、25年の納付要件を満たせない(35歳以上の)外国人は老齢年金を受給できませんでした。また、障害者年金も、1982年1月1日現在で20歳を超えていた外国人障がい者は受給できませんでした。

2 日本人には経過措置(救済)があるのに

1959 年の国民年金制度発足当時、日本人の60歳以上の者(1926年4月1日以前の出生者)、「障害者」、生計維持者の死亡が生じていた者のために、無拠出制(全額国庫負担)の福祉年金が創設されました。

また、1968 年小笠原返還、1972 年沖縄返還、1994年中国残留邦人 の帰国、2002 年拉致被害者の帰国 時などには、無年金者が生じないような経過措置(救済措置)が講じられました。

同様に、外国人無年金者の救済 措置も可能なはずでしたが、このような経過措置(救済措置)がとられな かったのは、政府による外国人に対 する差別的取扱いの典型といえま す。 そのため、外国人高齢者や障がい者に対して多くの地方自治体が「外国人高齢者福祉手当」などを支給する制度を作るようになりました。

川崎市の場合、誕生日が 1929 年8月15日以前の人(2020年現 在91歳以上)で1カ月22,000円で す。ちなみに無拠出の老齢福祉年 金は月額33,375円です。

国籍を理由とする差別によって生じた不利益の回復措置を地方自治体が負担して行っているのが現状で、その責任は政府にあります。



日本第一党の主張⑤

外国人の国民健康保険への加入を制限する



社会保障の外国人への適用は、内外人平等が国際基準です

1 現状

国民健康保険法は、ながらく日本国籍を有しない者は「適用除外」として加入できず、例外として①日韓法的地位協定に基づく協定永住許可を受けている人、②一部の地方自治体が条例で加入を認めた国籍の人、③難民認定を受けている人が適用対象とされていましたが、1986年3月に施行規則が改正され、「適用除外」の要件から「日本国籍を有しない者」が削除されました。

現在は、住民基本台帳に登録されている中長期在留者、特別永住者、及び一時庇護許可者・仮滞在許可者などで、かつ他の健康保険被保険者・被扶養者、生活保護受給者ではない人が対象です。

国際人権規約[社会権規約]第9条では「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」として

おり、外国人の加入を制限すること は国際条約違反です。

一方、在留カードや住民登録の対象外となった非正規滞在の外国人に適用されうる保健医療制度は脆弱で、同規約〔社会権規約〕第12条「締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」とあり、問題です。生命に関わる負傷や疾病に関しては、在留資格の有無に関わらず、医療サービスを受けられるべきです。

憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とし、「国が批准ないし加入した条約は国内でも法的効力を持ち、序列として法律に優位する」とされています(申恵丰著『国際人権入門』P.34 2020 年 岩波書店)。

2 福祉ただ乗り論の登場一政府が差別を煽動

2018 年 7 月、NHKが「クローズ アップ現代+」で『日本の保険証が 狙われる一外国人急増の陰で』と題 した番組を放映すると、彼らは、外 国人による日本の社会保障制度の 「ただ乗り」を強調するようになりまし た。

こうした世論を背景に、厚生労働 省は2015年11月から2016年10 月までの1年間の外国人レセプト総 数約1,500万件における不正利用 を調査しました。その内、国保資格 取得日から6カ月以内に80万円以 上の高額な治療を受けた1,597件 (総数の0.01%)のうち、「不正な在 留資格による給付の疑いが残るもの」はわずか 2 件(総数の0.00001%)しか確認されませんでした。

にもかかわらず厚生労働省は、「ごく少数であっても偽装滞在により 国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける事例が存在することは不適切であることから、より一層、適正な資格管理に努める必要がある」と、「存在の確認されなかった不正事案」への対処を自治体に求めています。政府が率先して外国人に対する偏見を助長しているように受け取れます。



日本第一党の主張⑥

池上町から外国人は出て行け



地権者と居住者の話し合い による解決を求めます

1 池上町一街の形成史・戦前

川崎区の臨海部は 1910 年代に 日本鋼管(現、JFEスチール)、富士 瓦斯紡績、鈴木商店(現、味の素)、 浅野セメントなどが進出し、この工 場建設に「土工」、「人夫」と呼ばれ た屋外労働者として、朝鮮半島から 朝鮮人が集められ、飯場などに集 住してきました。

特に1930年代からは軍需増産の 要請による臨海工場地域の拡張に 伴って、産業道路沿いの池上町(住 居表示前は桜本3丁目、群馬電力 が工場に送電していたので、「群電 前」とも呼ばれていた)に朝鮮人が 集住するようになりました。当時の状 況を当事者の聞書から紹介します。

1937 年頃池上町に住み始めた 朝鮮人の話「あのころは葦野原で 雨が降ると浸水し、用意しておいた みかん箱の上に畳を乗せて生活し た。一度浸水すると一週間ぐらい 水がひかないので『アヒル長屋』と 呼ばれた。便所は共同で、汲取り は来ないので住民が交代で海に捨 てに行った。浸水するとあふれ出て 不衛生だった。水道栓は一つだけ だった。集落内には朝鮮料理を売 る店(食堂ではなく丼を持って行っ て買う店)の他に店は無かったの で、主にセメント通りで買い物をし た。|『神奈川と朝鮮関係史調査 報告書』P.161(1994年3月 神奈 川と朝鮮関係史調査委員会編 著、神奈川県渉外部発行)

2 街の形成史・戦後

産業道路沿いの池上町、浜町 4 丁目、桜本1丁目・2丁目は軍需産 業で働く日本人従業員の社宅が立 ち並んでいましたが、敗戦と同時に 日本人は郷里に戻り、焼け残った 社宅は空き家になっていました。そ こに各工場の粗末な寮や社宅など に収容され働かされていた朝鮮人 が移り住み、戦後「外地」から引き揚 げてきた日本人も住みはじめました。

戦災復興に携わる人夫供給業者が、朝鮮人だけでなく、仕事を求めてやってきた日本人も含めて、池上町界隈に住宅を確保して暮らす人々を動員して、街が形成されました。したがって、企業復興を担った人々の居住確保は、本来的には企業側の労働力要請があったからだといえます。

池上町は日本鋼管と産業道路に 挟まれた、縦 100m、横 600m 程度 の長方形の地域です。住環境は整 備されず、主に日本鋼管の下請け、 孫請けで働く朝鮮人の飯場として利 用されてきたため、住環境は劣悪で した。1959 年の神奈川県建築部住 宅課「住宅地区実態調査報告書」 によると、当時の池上町は総戸数 574戸で、不良住宅は92.3%の530戸となっています。土地の所有については、6割から7割ほどが日本鋼管の所有地とされ、残りの一部が東京電力、川崎市、個人の私有地といわれています。したがって、固定資産税のうち、土地部分は日本鋼管が負担し、家屋部分は登記した居住者が負担する人がいることは事実です。

1953 年 10 月、日本鋼管は土地 の明け渡しを住民に求めたことがあ ります。居住者らは「終戦直後、混 乱時代に戦災、引揚げ若しくは疎 開帰り・復員等により桜本三丁目の 沼沢地帯を整地してバラック建てを 建築し占有使用してきました」とその 経緯を語り、①賃貸借地契約の締 結か、②土地の分譲を要求しました が否認され、1954年に再交渉しまし たが前進を見ることができませんで した。そのため住民は川崎市議会 に陳情書を提出しました(昭29陳情 第11号「桜本三丁目地内立退きに 関する陳情書」)(川崎市議会史資 料編)。陳情の結果、日本鋼管は立 退きを求めなくなったので、陳情は 取り下げられました。

以後、現在に至るまで土地利用 に関する問題は、何度か水面下の 交渉がありつつも、未だ解決してい ません。

ただし、JFEスチールは神奈川新聞の取材に対し、「そもそも『不法占拠』とは認識していない。土地の賃貸契約がないのは確かだが、住民の居住実態を否定し、追い出すということは考えていない」と発言しています〔神奈川新聞 2019 年 3 月 28 日〕。

なお、池上町の住民構成ですが、 プライバシー保護の観点から川崎 市は町丁別・国籍別の人口統計を 発表していないので、現在の正確 な状況は把握できません。

社会福祉法人青丘社編『川崎市 桜本地区青少年問題調査研究報 告書 P.35 脚注』では 1976 年の統 計として在日コリアン人口:860 人、 日本人:589 人という数値を掲載し ています。その後、在日コリアンは 日本国籍取得や 1985 年の国籍法 の改正(父系血統主義から両系血 統主義への変換)によって減少し、 2015 年の国勢調査結果では、池上 町の総人口 706 人中、日本人人口 は 501 人ですから、残り 205 人 (29%)が外国籍と推定できます。 以上のことから、戦後直後の頃から在日コリアンが池上町に契約なしで居住するようになったことは歴史的経緯があること、現在の居住者の約70%を日本人が占めているという事情があり、かつ主要な所有者が退去を求めていないにもかかわらず、大部分が在日コリアンで不法に占拠しているかのように表現することは誇張したデマであり、在日コリアンを地域社会から排除することを煽動する差別的言動といえます。

さらに、この発言をしたのは瀬戸 弘幸日本第一党最高顧問らの後押 しを受けて、2019 年春の統一地方 選挙の際に川崎市川崎区から立候 補した佐久間吾一という人物です。

佐久間氏は、選挙運動の第一声を、わざわざ彼らが「外国人が不法 占拠している」と主張している池上 町で行い、住宅街を練り歩いて桜 本の桜川公園で演説しようとしまし たが、ヘイトスピーチに反対する市 民によって阻まれました。佐久間氏 の発言についてはJFEスチールの 担当者は、「現実に生活している 人々に出て行けと公言するなど前 代未聞。しかも選挙で主張するなん て考えられない」と批判しています (同上 神奈川新聞)。 また、「出て行け」というだけで問題が解決されるわけではなく、地権者と居住者の話合いによって土地の分譲または賃貸借地契約の締結をするなどの解決案が望まれます。

地権者側が退去を求めていない以上、第三者が「出て行け」などと強制退去を主張することは地域社会から住民を排除する差別的言動といえます。

参考事例

同じような例として、京都府宇治 市ウトロという在日コリアンの集住地 区があります。土地所有者から強制 立ち退きを求められた裁判では、時 効の中断により、居住者側の敗訴 が確定(2000 年最高裁上告棄却) しましたが、1998 年の国際人権規 約社会権規約の日本審査に合わせて支援者がNGOレポートを提出し、2001年の定期審査において、社会権規約委員会は日本政府に対して次のような懸念と勧告を公表しています。

30. 委員会は、強制立ち退き、とりわけ仮の住まいからのホームレスの強制立ち退き、及びウトロ地区において長い間住居を占有してきた人々の強制立ち退きに懸念を有する。この点に関し、委員会は、特に、仮処分命令発令手続においては、仮の立ち退き命令が、何ら理由を付すことなく、執行停止に服することもなく、発令されることとされており、このため、「一般的性格を有する意見4及び7」に確立された社会権規約委員会のガイドラインに反して、あらゆる不服申し立ての権利は無意味なものとなり、事実上、仮の立ち退き命令が恒久的なものとなっていることから、このような略式の手続について懸念を有する。

40. 締約国(日本)が現在、ウトロ地区に住む在日韓国・朝鮮の人々と協議中であるということに留意する一方、未解決の状況を考慮し、委員会は、締約国に対し、部落の人々、沖縄の人々、先住性のあるアイヌの人々を含む日本社会におけるすべての少数者集団に対する、法律上及び事実上の差別、特に雇用、住宅及び教育の分野における差別をなくすために、引き続き必要な措置をとることを勧告する。

知っておきたいこと

「朝鮮人」という呼称

「朝鮮」の名称は14世紀末の1392年から約500年間、この地を支配した李氏朝鮮王朝(李朝)によって広まりました。『史記』に朝鮮の名が見られるように、紀元前に既にこの名がありました。例えば『東国輿地勝覧』(1481年)は「朝日が鮮明なるところ」として朝鮮の由来を挙げています。

英語の Korea は高麗(918 年~1392 年)の発音に由来すると言われています。 朝鮮の異称や雅号として「三千里錦繍江山」、「槿域」、「青丘」、「鶏林」などがあります。 韓国・朝鮮に関する書籍に、三千里、むくげ、青丘、鶏林などが使用されているのはこうした由来があるからです。

1945年8月、日本の植民地支配からの解放後、朝鮮半島は米ソ両国の南北分割占領によって分断され、冷戦体制下にあって、1948年に38度線を挟んで南側には「大韓民国」が、北側には「朝鮮民主主義人民共和国」が創建されました。以来、朝鮮は「朝鮮民主主義人民共和国」の略語として「共和国」(北朝鮮)を指す言葉として使われるケースが多いのですが、地理や民族、言語、文化など、南北を総称した言葉として使われることもありますので、執筆者の意図や、前後の文脈から判断する必要があります。

また、戦後の日本は 1947 年の外国人登録令で在日コリアン全員を登録対象者とし、国籍欄は一律に「朝鮮」としました。これは朝鮮半島出身者とその子孫という意味で、当時、日本に残った在日コリアンの国籍など法的地位については明確に定められていなかったので、日本政府は「国籍」とみていません。

したがって、外国人登録(現在は住民登録基本台帳法に移行されています)に国籍;朝鮮と表記されている人がおりますが、朝鮮半島にルーツを持つ人とその子孫という意味で、戦後に「北朝鮮(共和国)」から渡航してきた人ではありません。また、日本と朝鮮民主主義人民共和国とは国交が樹立していないので、日本政府は「朝鮮」とは国籍ではなく、「地域名」としています。

1897 年 10 月、当時の国王・高宗は、朝鮮王朝の「朝鮮」という国号を廃して「大韓帝国」と改め、皇帝に即位しました。「朝鮮」は古代から使用されていますが、李氏朝鮮の初めに「明」から冊封¹される際に命名された国号であったため、帝国の称号としてふさわしくないとされました。さらに、日清戦争後、外国の支配に抗するために、清国や日本との対等性を明示したいという意志もありました。

しかし、1910 年 8 月 29 日、日本は「大韓帝国」を併合し、直接統治による植民地支配を開始しました。この時の条約を「韓国併合に関する条約」と言います。

同日に明治天皇の名で、勅令第 318 号「韓国の国号はこれを改め爾今(じこん

今後)朝鮮と称す」が公布されました。大日本帝国によって「韓国(人)」は「朝鮮(人)」に呼び換えられました。

朕 韓國の国号を改め朝鮮と稱するの件を裁可し茲(ここ)に之を公布せしむ 御 名 御 壐

同様に 9 月には朝鮮総督府官制を定め、第 1 条で「朝鮮総督府に朝鮮総督を置く。総督は朝鮮を管轄す」と統治機関を定め、植民地時代、日本政府は一貫して「朝鮮」という言葉を使用していました。韓国の「国」の字が目障りだったと言われています。独立した国家を侵略し支配した印象を避けたかったのかもしれません。中国を支那と呼ぶのも同様と思われます。

戦後の在日コリアンの中には社会主義の朝鮮民主主義人民共和国を忌避し、韓国の在外国民という立場から外国人登録の国籍欄を「韓国」に書き換える人が現れ、1965年の日韓基本条約の在日コリアンの法的地位協定によって、協定永住を申請して許可された場合、国籍欄は「韓国」と表記されるようになりました。つまり、1965年の日韓国交正常化により、在日コリアンの国籍について、日本政府は、韓国については「国籍」であるとし、朝鮮民主主義人民共和国とは国交がないため、朝鮮は「地域」を示す言葉としています。

1 冊封(さくほう、さっぽう):1637 年以降、朝鮮の歴代の王は清の皇帝から「朝鮮国王」に封じられ(冊封)、皇帝に臣属し、清の年号を使用し、朝貢を行うなど、臣下(藩臣)としての礼・義務を尽くした。この皇帝と国王との君臣関係に基づいて清を宗主国とし、朝鮮を清に臣属する藩臣国とする国家間の支配・従属関係である宗族関係が存在していた(糟谷憲一著『朝鮮の近代』山川出版社 1996 年)。

日本第一党の主張⑦

朝鮮学校を日本から叩き出せ



民族固有の文化、言語を継承する権利を保障すべきです

朝鮮学校とは、日本にある外国 人学校の一つで、戦後間もなく創立された朝鮮半島にルーツを持つ 在日コリアンの民族教育を推進する 学校教育機関です。

現在は都道府県知事の認可を受けた各種学校として全国 64 カ所、 そのうち高校は 10 校が運営されて います。日本の学校制度に合わせて 6.3.3 制で大学もあり、「日本語」の授業以外は全て朝鮮語で授業を行っています。

外国人学校(朝鮮学校以外を含む)の多くは学校教育基本法の第1 条に該当しないとして、様々な差別、 不利益を受けています。

1 朝鮮学校の歴史ー解放後

在日コリアンにとって1945年8月の"解放"とは、自分を偽らずに生きていけるということでした。それは強制的に名前を変えさせられ、朝鮮語を使うことを禁じられたことへの苦しみと屈辱を二度と子どもたちに味あわせたくない、という想いに支えられているといえます。多くの人はそのために慌ただしいと思えるほどに朝鮮半島に帰国を急いだのです。

いろいろな事情で帰れなかった人も気持ちは同じでした。とりわけ

日本に残る子どもの教育をどうするかが切実な問題になりました。

1945 年の秋頃から、個人の家や 飯場などで「国語(クゴ=朝鮮語)」 講習所など塾形式で教育が開始さ れます。朝鮮人は何もない中から手 探りで子どもに民族の言葉と文字、 文化や歴史を教えようと立ち上がり ました。

1946 年 2 月には早くも日本の小学校にあたる初等学院をつくり始めました。「金のある者は金を!力の

ある者は力を!知恵のある者は知恵をだせ!」が当時のスローガンであったといわれています。

はじめのうちは倉庫を改造したものなど、粗末な校舎でこれといった設備もありませんでした。けれどもそこでは教える方も教えられる方も意気揚々としていました。

「川崎で育った安承玟(アン・スンミン)さんは『(解放の)年が明けて朝鮮人連盟が子女の民族教育のために学院を開くことになり、私もそこに通うことになった。はじめは一教室の塾のようなものであったが、民族に対する知識、言葉、文字、習慣、歴史などを学んだ。やがて立派な校舎も建ち正式に朝鮮人学校が創設され、生徒は200人ぐらいになっ

た。

私は5年に編入された。毎日の授業は楽しかった。他国の歴史や文字を学ぶのとは違ってすべてが自分と密接であり、探究心と好奇心を燃やせた』と語っています」(梁泰昊著『在日韓国・朝鮮人読本』P.851996年緑風出版)。

このような民族教育がいかに在日コリアンから望まれていたかは、1947 年 10 月までに小・中・高校他をあわせて 578 校、生徒数 61,870人、教師 1,505人という発展を見るに至ったことからも明らかです(朝連第4回大会報告書、呉圭祥著『ドキュメント在日本朝鮮人連盟』P.3682009 年 岩波書店)。

2 占領軍と日本政府の弾圧

しかし一方、こうした教育の広がりを快く思わない日本政府は、朝鮮学校の教育内容が日本の植民地統治を批判するものであることについて、また占領軍は解放後の在日朝鮮人運動が本国の朝鮮半島の分断を背景に、韓国の単独選挙反対、反米軍政闘争と結びつくことを警戒して、弾圧を開始します。

1947 年 10 月、GHQ・民間情報教育局は「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認めるほかは日本(文部省)の全ての指令に従わしめる」よう日本政府に指令しました。これを受けて1948 年1 月、文部省学校局長は都道府県知事宛に「朝鮮人設立学校の取り

扱いについて」という通達で、「朝鮮 人子弟であっても、学齢に該当する 者は、日本人同様、市町村立又は 私立の小学校又は中学校に就学さ せなければならない」、「学齢児童 又は学齢生徒の教育については、 各種学校の設置は認められない」、 「なお、朝鮮語等の教育を課外に行 うことは差支えない」としました。

当時の在日コリアンの中心的な 民族団体である朝鮮人連盟は、教 育基本法の拘束を受け、文部省の 認可を受けるよりも財政的な厳しさ はありましたが、自主的な教育をめ ざして自主運営を続けてきました。 しかしこの通知によると各種学校としても認められず、私立学校とするならば都道府県の認可と教育基本法の制約を受けることになり、最も大切な朝鮮語等の教育は課外にしかできなくなります。

さらに通知を受けた各地の都道 府県は、在日韓国・朝鮮人の子ども に就学通知を出したり、転入学の受 付、空襲などで取り壊された公立学 校の跡地を借用して運営されてい た朝鮮学校に明渡しを求め、従わ なければ新学期を前に朝鮮学校を 閉鎖すると命じました。

3 民族学校の閉鎖と再建

阪神教育闘争と呼ばれる関西で の民族教育を守る闘いは貴重な経 験でした。

GHQ兵庫軍政部は1948年3月に朝鮮学校の立退きに関して兵庫県に指示書をだし、兵庫県はこれに基づいて市の校舎を借用していた朝鮮人学校に明渡しを命じました。15日、この命令の撤回を求めて交渉に来た朝鮮人代表ら68人を退去命令に従わないとして検束し、同日に立ち退きの仮処分手続きが取ら

れ、23 日には強制処分、学校閉鎖を強行しました。24 日、これに抗議しようと在日コリアンが大挙して県庁に抗議に押し寄せ、団体交渉の結果、知事との間で以下の内容について調印することができました。①学校閉鎖命令の撤回、②学校明渡しの延期、③不当な拘束者の即時釈放、④今後のことは代表と協議、⑤本日のことは不問に付す。

これを知った占領軍は、兵庫県知事の閉鎖命令撤回の直後、神戸市

全域に非常事態宣言を発令し、全 域に直接軍政を確立しました。警察 とMP (Military Police) による「朝鮮 人狩り」が行われ、4 日間で検挙者 1,664名(文京洙·水野直樹著『在日 朝鮮人JP.112 2015 年 岩波書店) を数える弾圧を受けました。大阪で も 4 月 23 日、大阪府庁前で閉鎖令 撤回を求める集会が3万人規模で 開催され、武装警官により23名が 重傷を負い、200 余名が検挙されま した。それに対する抗議として 26 日 にも朝鮮人学校閉鎖反対集会が開 かれ、代表団が交渉中にも関わら ず、占領軍大阪軍政部が交渉中止 と5分以内の群衆の解散を命じ、大 阪市警は米軍の命令として消防隊 による放水、武装警官による突入、 実弾発射を行いました。これによっ て 16 歳の金太一(キム・テイル) 少 年が射殺されました。

多くの犠牲者の上に、5月5日に 朝鮮人教育対策委員会と文部大臣 は「教育基本法と学校教育法に従う、 私立学校の自主性の範囲内で朝鮮 人独自の教育を行うことを前提とし て、私立学校としての認可を申請す る」との覚書を交わしました。

しかし、認可を受けた学校は全体 の 4 割弱に過ぎず、日本の公立学 校の敷地、校舎を借用していた学 校のほとんどは強制閉鎖され、1949 年 10 月 朝鮮学校に対する措置に ついて」という通達によって、朝鮮学 校そのものが強権的に閉鎖されまし た。朝鮮学校は、自治体の判断や、 朝鮮人側との交渉によって、①自主 学校のまま(44 校)、②公立学校ま たは公立学校の分校(東京都立朝 鮮人学校や神奈川、愛知、兵庫の 公立学校分校など 32 校)、③公立 学校における民族学級(茨城、滋賀、 大阪など 77 学級)、④夜間講習会 (京都など 21 カ所)に分かれました が、民族教育は途切れることなく続 きました(梶井渉著『都立朝鮮人学 校の日本人教師J所収 P.313 2014 年 岩波書店)。

川崎の朝鮮人学校も公立学校の 分校として存続しました。1965年に 学校法人「神奈川朝鮮学院」が学校法人認可を得て、1966年に桜本 小学校の分校から自主朝鮮学校に 移管し、川崎朝鮮初級学校設置許可を取得して各種学校として自主 的に運営されるようになりました。

民族教育が綿々と持続できたのはひとえに、子どもたちに民族教育を保障しようとする親たちの熱意と 運動の成果でした。

4 各種学校としての不利益をなくす運動

各種学校として自主的な運営が 再スタートしたものの、差別の壁は 高く、当事者は差別撤廃の運動を 継続しました。

1994年になってJR各社は外国人 学校生徒に通学定期券の購入を認 め(それまでは通勤定期だった)、 全国高等学校体育連盟が朝鮮高 級学校などの外国人学校の大会参 加資格を認めました。 1999 年には文部省令を改正して 朝鮮大学校生徒の大学院受験資格を正式に認め、2003 年にはほぼ すべての国公立大学が朝鮮高校卒 業生に対して受験資格(各大学の 個別審査を受けるなどの問題もあり ますが)を認めることになりました。

こうした運動を経て、現在直面しているのが高校無償化及び幼児教育・保育の無償化からの排除です。

5 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」からの排除

2009年9月、民主党政権時に、かつて議員立法で提案した高校無償化法(正式な名称は「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」)が、内閣提出法案として可決成立しました。2010年4月に専修学校、各種学校も対象(高等学校の課程に類する課程をおくものとして文部科学大臣が指定するものに限る)になるなど、画期的な法律でした。外国人学校としては、

イ 外国の学校の課程と同等の課程を有するもの(ブラジル、中国、韓

国、フランス、ドイツ、イギリス人学校 など計 14 校)

ロ 国際教育評価機関の認定を受けたもの(インターナショナルスクール 17 校)

ハ その他 に分けられ、指定され ました。

朝鮮学校については検討委員会を設置し、10月には「外国人学校の指定に関する基準等(検討結果報告)」が公表され、外国人学校の指定に当っては、教育内容については判断基準とせず……客観的、制度的基準により指定していること。

…指定については外交上の配慮などにより判断すべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであることが政府の統一見解であり…」とされ、朝鮮学校は手続きを進めました。

しかし、2011年11月23日、共和国による韓国・延坪島砲撃事件や核実験などを理由に突然、無償化手続きが「凍結」され、翌年3月、朝鮮学校の高校3年生は除外されたまま卒業していきました。

2012 年 12 月、第二次安倍政権が成立すると、二日後に下村文部科学大臣は、朝鮮学校が指定される根拠となる上記(ハ)の規定を削除する意向を表明し、2013 年 2 月に省令を改悪し、朝鮮高校 10 校を排除しました。文部科学省のコメントは「拉致問題に進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られない」というものでした。「外交上の配慮などにより判断すべきではなく」とされていたにも関わらずです。

同時期にこれまで支給されてい た朝鮮学校への補助金が東京、大 阪、神奈川などで不支給とされてき たのも同じ理由です。政治的、外交 的理由によって子どもたちの教育を 受ける権利を侵害してはなりません。

この無償化法は、もともと国際人権規約の社会権規約を批准する際、日本は第13条2項b[中等教育の無償化]を留保していましたが、留保を解除し、いわば国際基準を満たせる国をめざしたものです。しかも条文に「すべての者に対して機会が与えられる」とあったので、高校だけではなく、専修学校、外国人学校をも対象とするもので、本来の立法趣旨を再確認すべきです。

日本の学校は学校教育法第1条 に規定する一条校(文部科学大臣 の定める設備、編制その他に関す る設置基準を満たす公立・私立学 校)、専修学校(職業若しくは実際 生活に必要な能力を育成し、又は 教養の向上を図ることを目的とす る)、そして各種学校に分類されま す。母語による自主的な教育を実 施しようとすると各種学校の資格を 取るほかありません。しかし、日本の 学校教育を参考にカリキュラムを作 成し、民族的な自覚を養い、日本社 会の構成員の一人として生きていく 力を育んでいるわけですから、各種 学校の枠とは別に、外国人学校とし

ての位置づけと十分な支援を保障するべきです。

国際人権諸条約、最近では人種 差別撤廃委員会、子どもの権利委 員会、社会権規約委員会などから 補助金の支給、高等教育無償化か らの朝鮮学校排除に対して差別禁 止の是正勧告がなされています。

国際人権条約の各委員会の朝鮮 学校に対する差別是正勧告

- ◆第2回 人種差別撤廃委員会 の総括所見 2010年3月16日
- ◆第3回 子どもの権利委員会 の総括所見 2010年6月11日 72)委員会は中国系、北朝鮮系そ の他の出身の子どもを対象とし た学校に対する補助金が不十分

であることを懸念する。委員会は また、このような学校の卒業生が 日本の大学の入学試験を受けら れない場合があることも懸念す る。

- 73) 委員会は、締約国に対し、外 国人学校への補助金を増額し、か つ大学入試へのアクセスにおい て差別が行われないことを確保 するよう奨励する。締約国は、ユ ネスコ・教育差別禁止条約の批准 を検討するよう奨励する。
- ◆第3回 国際人権規約・社会権 規約委員会の総括所見 2013 年 5 月 17 日
- 27) 委員会は、締約国の高等学校 教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。(第13条、14条)

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即自的に適用され、また国際的に定められたすで、の差別禁止事由を包含員のでは、高等学校教育無償化プロをは、高等学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

6 幼児教育・保育の無償化からも排除されています

2019 年 5 月に成立した、全ての子どもの健やかな成長を支援する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が 10 月から施行され、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

2017 年 12 月に 3 歳から 5 歳の 幼・保無償化の方針が閣議決定され、その対象範囲などに関する検 討会が設置され、その結果、幼稚 園、保育所、認定こども園以外にも 指導監督基準を満たしていない認 可外保育施設やベビーシッターも 含めて幅広く対象とする方針が示されました。

しかし、2018年12月公表の関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」では、「各種学校については、……無償化の対象外」と明記され、2019年8月の共同通信の報道によると、外国人学校の幼児教育・保育施設は全国で約90施設が対象外となり、その内の40施設は、高校教育無償化からも排除された朝鮮学校の幼児教育施設です(幼児教育・保育施設を運営する各種学校は外国人

学校の他にありません)。

排除の理由の一つに「幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため」と説明し、自治体向けの説明資料では「法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えない」ことも挙げています。

しかし、各種学校である外国人学校の幼児教育・保育施設は、学校教育法第134条に基づき各種学校としての認可を受け、各都道府県知事の監督に服しながら幼稚園や保育所に相当する幼児教育ないし保育を行っており、学校教育法により教育の質を制度的に担保されています。

また、多種多様な教育は、幼児教育の質とは別次元の問題で、対象外とする合理的な理由といえません。さらに、「児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しない」と政府は指摘していますが、外国人学校の中には何年も前から認可外保育施設としての届出を行い、指導監督

を受けてきたところもあります。こうした実態があるにもかかわらず、該当しないという説明は矛盾しています。

「全ての子どもが健やかに成長す 言語を継承させたるように支援する」という「子ども・子 国人学校の設立育て支援法」の基本理念に照らせ 重し、支援すべきば、外国人学校の経営する幼児教 1994 年 3 月育・保育施設も対象にすべきであり、 「子どもの権利条憲法第 14 条の法の下の平等原則 書かれています。

に反するものといえます。

在日コリアンほか在日外国人が子 どもたちに自分たちの歴史や文化、 言語を継承させたいと願う限り、外 国人学校の設立と運営の権利を尊 重し、支援すべきです。

1994 年 3 月国会で承認された「子どもの権利条約」では次のように書かれています。

第2条 [差別の禁止]

「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法的保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位に関わらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」

第30条 [少数民族および先住民族の児童の権利]

「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国においては、当該少数民族に属し又は先住民族である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

また、2018 年、国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対して、以下のような勧告が出されました。

21. 委員会は、日本に何世代にも渡って居住する在日コリアンが外国籍者のままであり、地方選挙において選挙権を有していないこと、および、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できないことを懸念する。委員会はまた、特定の朝鮮学校が高校就学支援金制度の支援を受けていないと報告されていることにも懸念する。

知っておきたいこと

「支那人」という呼称

支那という言葉は中国の古代国家「秦」が語源であるといわれ〔大辞泉〕、また、英語表記の China(チャイナ)をフランス語では Chine(シナ)と発音することに由来するとも言われています。元々は蔑視観が含まれていたわけではありません。しかし、近代以降の日本は 1895 年の日清戦争の勝利から、台湾を植民地支配下に置き、それ以降、中国大陸への進出を試みてきました。

そのころ中国では、清王朝からの独立をめざす辛亥革命を経て、1912 年 1 月、孫文が中華民国臨時政府の樹立を宣言し、自らが臨時大総統に就任しました。しかし、当時の駐華公使伊集院彦吉は日本政府に対して、今後は「支那」と呼ぶことを提起しました。「同じ漢字圏の国だけに、日本政府が『中国』という尊称に近い国号を用いることを避けた可能性は否定できない」ことや「共和制を志向する辛亥革命の動きが日本に波及することが日本政府に一層警戒された」(川島真著『中国近現代史②近代国家への模索』P.136 2010 年 岩波書店)との指摘があります。

中国が国民国家として統一をめざす動きに、日本は消極的に干渉しました。それは「満蒙」を分離し、「満州国」を創建するためにも国家としての中国の呼称を避け、地域としての「支那」と表現したかったのではないかと思われます。しかし、中国側からの批判を受け、以下のような閣議決定を行いました。

1930年(昭和5年)10月31日 閣議決定「支那国号の呼称に関する件」 (収載資料:閣議決定書集録 外務省文書 Reel No. S 427 pp.14~17 当館 請求記号:憲政資料室)

「支那においては清朝覆滅、共和制樹立と共に、従前の国号「清国」を中華民国と改称し、爾来幾度か政治組織の変転ありたるも、右「中華民国」の国号は一定不動のまま今日に及び、我方においても1913年(大正2年)10月6日在支帝国公使より共和制新政府に対する承認通告の公文中「中華民国を承認する」旨を明かにしたるが、一方政府は同年6月閣議を経て邦文公文書に用ふべき同国国号に関し、条約又は国書等、将来「中華民国」の名称を用ふることを要するものは別とし、帝国政府部内並帝国と第三国との間における通常の文書には今後総て従来の「清国」に代ふるに「支那」を以てすることを決定し、前記新政府承認の官報告示文には「支那共和国」を承認したる旨を記載せるが、爾後における慣行は条約国書等前期閣議決定中特例を設けたるもの付ても実際上「支那国」又は「支那共和国」の呼称を用ふるを例とし来れり。

然るに右「支那」なる呼称は当初より同国側の好まざりしところにして、殊に最近 同国官民の之に対し不満を表示するもの多きを加へたる観あり。 その理由の当 否は暫く措き、我方として右様支那側感情を無視して従来の用例を墨守するの 必要なきのみならず、近来本邦民間の用例を見るも中華民国の呼称を使用す るものとみに増加しつつある状況なるに顧み、目下の処、「支那政府」より本件改称 方に付何等申出来れる次第にあらざるも、この際我方より進んで従来の用例を変 更すること時官に適するものと認められる。

ついては、今後「支那国」を表示するについては条約国書等既に前記大正2年6 月閣議を以て中華民国の呼称を使用すべきことを定められたるものに於ては勿 論、その他国内又は第三国との間に用ふる邦語公文書においても<u>一律「中華民</u> 国」の呼称を用ふることを常則と致度、右閣議決定を請ふ

また、戦後も同様の外務次官通知が出されています。

文合第 357 號

昭和 21 年 6 月 6 日

外務次官(官印)

内閣書記官長 殿

支那の呼稱を避けることに關する件

本件に關し外務省總務局長から6月6日附で都下の主な新聞雜誌社長に對し念のため写のやうに申送った。右參考のため御送りする次第であるが、機會があったら御關係の向へも同樣御傳へを得たい。

本信送付先 各省次官、内閣書記官長、法制局長官、統計局長、内閣審議室、各都道府縣、終戰聯絡地方事務局長

中華民國の國名として支那といふ文字を使ふことは過去においては普通行はれて居たのであるが其の後之を改められ中國等の語が使はれてゐる處支那といふ文字は中華民國として極度に嫌ふものであり、現に終戰後同國代表者が公式非公式に此の字の使用をやめて貰ひ度いとの要求があつたので今後は理屈を抜きにして先方の嫌がる文字を使はぬ様にしたいと考へ念のため貴意を得る次第です

要するに支那の文字を使はなければよいのですから用辭例としては

中華民國、中國、民國。

中華民國人、中國人、民國人、華人。

日華、米華、中蘇、英華

などのいづれを用ひるも差支なく唯歴史的地理的又は學術的の敍述などの場合は必しも右に據り得ない例へば東支那海とか日支事變とか云ふことはやむを得ぬと 考へます

ちなみに現在の満洲は満洲であり満洲國でないことも念のため申添へます 1946 年(昭和 21 年)6 月 7 日

岡 崎 外務省總務局長

日本と中国の近現代史を率直に振り返り、中国人の歴史認識や国民感情を理解し、批判を受止めて、正式の国号を使うことは最低限の守るべきルールです。

ヘイトスピーチを根絶するために 1

表現の自由とヘイトスピーチについて (国際法基準、解消法、人権条例)

へイトスピーチ規制を求める私たちの前に、「表現の自由」を委縮させるなとか、表現の自由は世界人権宣言第19条にも示されている基本的権利として保障すべきという意見が必ずあります。

しかし、人種差別撤廃条約に基 づいて設置された人種差別撤廃委 員会では、「表現の自由に対する広範または曖昧な制限が、人種差別撤廃条約によって保護される集団に不利益をもたらすよう使われてきたことに懸念を覚える」(一般的勧告35「人種主義的ヘイトスピーチと闘うパラグラフ20」)と、指摘しています。

●司法判断

2016年6月の川崎区桜本に向かうとしたヘイトデモに対する「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」の判決文でも以下のように判示されています。

その差別的言動をする侵害者において、当該権利者が住居において平穏に生活しているにもかかわらず、そのことを認識し、又は容易に認識し得るのに、その住居の近隣において、デモをし、あるいは徘徊し、かつ、街宣車やスピーカーを使用し、あるいは大声を張り上げるという、上記の住居において平穏に生活する人格権を侵害する程度が顕著な場合には、当該権利者は、住居において平穏に生活する人格権に基づく妨害排除請求権として、その差別的言動の差止めを求める権利を有するものと解するのが相当である。…

もっとも、その人格権の侵害が、侵害者らによる集会や集団による示威行動などとしてされる場合には、憲法 21 条が定める集会の自由、表現の自由との調整を配慮する必要があることから、その侵害行為を事前に差止めるためには、その被侵害権利の種類・性質と侵害行為の態様・侵害の程度との相関関係において、違法性の程度を検討するのが相当で

ある。

しかるところ、その被侵害権利である人格権は、憲法及び法律によって保障されて保護される強固な権利であり、他方、その侵害行為である差別的言動は、上記のとおり、故意又は重大な過失によって人格権を侵害するものであり、かつ、専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するものであることに加え、街宣車やスピーカーの使用等の上記の行為の態様も併せて考慮すれば、その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや、憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らかであって、私法上も権利の濫用といえるものである。これらのことに加え、この人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は著しく困難であることを考慮すると、その事前の差止めは許容されると解するのが相当であり、人格権に基づく妨害予防請求権も肯定される。

~イトスピーチは、表現の自由の保障の範囲外であることが司法の判断で明確にされたのです。

●人種差別撤廃条約の委員会の議論から

1995 年に日本も加入した人種差別撤廃条約に基づいて設置されている人種差別撤廃委員会の2013年に採択された一般的勧告35「人種主義的へイトスピーチと闘う」を紹介します。

▷パラグラフ 25

▷パラグラフ 26

「委員会は学術的議論、政治的関与あるいは類似した活動において、 憎悪、侮辱、暴力あるいは差別の扇動を伴わずに行われる思想及び意見 の表明は、たとえそのような思想が議論を呼ぶものであれ、表現の自由 の権利の合法的行使とみなされるべきであると考える。」

「表現の自由への権利は無制限ではなく、特別な義務と責任を伴う。

つまり、従うべき制限があるのである。とはいえ、その制限は法律によって規定されねばならず、他者の権利もしくは名誉の保護、国の安全、公序、公衆衛生又は公衆道徳の保護のために必要とされるものでなくてはならない。

表現の自由は、他者の権利と自由の破壊を意図するものであってはならず、そこでいう他者の権利には平等及び非差別の権利が含まれるのである。」

▷パラグラフ 28

「人種主義的へイトスピーチから人びとを保護するということは、一方に表現の自由の権利を置き、他方に集団保護のための権利制限を置くといった単純な対立ではない。すなわち、本条約による保護を受ける権利を持つ個人および集団にも、表現の自由の権利と、その権利の行使において人種差別をうけない権利がある。ところが、人種主義的ヘイトスピーチは、犠牲者から自由なスピーチを奪いかねないのである。」 ▷パラグラフ 45

「人種主義的へイトスピーチを禁止することと、表現の自由が進展することとの間にある関係は、相互補完的なものとみなされるべきであり、一方の優先がもう一方の減少になるようなゼロサムゲームとみなされるべきではない。平等及び差別からの自由の権利と表現の自由は相互に支えあう人権として、法律、政策及び実務に十分反映されるべきである。」

政治的意見も「憎悪、侮辱、暴力あるいは差別の扇動を伴わずに行われる」 ことが必要不可欠の条件で、他者の権利と自由の破壊を意図するものについ ては、表現の自由の制限も認めています。さらに、「表現の自由」と「ヘイトスピーチ規制」は単純な対立関係ではなく、マイノリティの側の表現の自由とその 行使において差別を受けないことが重要であると指摘しています。

国際人権規約・自由権規約第19条[表現の自由]3項で「この権利の行使には特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については一定の制限を課することができる。ただし、その制限は法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a)他の者の権利または信

用の尊重、(b)国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」とし ています。とりわけヘイトスピーチの規制は、「他の者の権利又は信用の尊重」 のための制限ととらえることができると、『国際人権入門』(2020 年 岩波書店) の著者・申恵丰さんは著書 P.95 で述べています。

●ヘイトスピーチ解消法と川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 それを踏まえ、2016年5月に成立した「ヘイトスピーチ解消法」の前文は、

「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であ ることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が 国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、 その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域 社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした 事態をこのまま看過することは、 国際社会において我が国の占める地位 に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言すると ともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、 その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進 すべく、この法律を制定する。|

と、表現の自由を超えた不当な差別的言動は解消すべきとうたったのでした。 そして、川崎市もこの解消法の考え方に基づき、「差別のない人権尊重の まちづくり条例」を2019年12月に制定し、その中で公の場所で繰り返し不当 な言動を繰り返すものに対して、川崎市から禁止との勧告、さらに命令に従わ ない場合は、50万円以下の刑事罰に処すこととしました。



ヘイトスピーチを根絶するために 2

インターネットによる人権侵害の 被害者救済に向けて

へイトスピーチは、街頭だけでまき散らされるものではなく、インターネット上で酷い言葉が飛び交っています。しかも特定の個人が集中的に攻撃され、想像を超えた範囲に拡散していきます。街頭でのヘイトスピーチは、カウンターと呼ばれるへイトスピーチに反対する人たちによって差別の煽動をかき消したり、妨げたりすることはできますが、インターネット上では多くが匿名やペンネームによって垂れ流されていくだけなので、その対策に早急に取り組む必要があります。

これまでは、インターネットにおけるヘイトスピーチで被害を受けた者が、投稿者に対して民法上の損害賠償請求を行ったり、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪などで裁判に訴えてきましたが、被害を受けた本人が、自ら名乗りを上げ、訴訟費用などの負担を背負わなければならず、また結論が出るのに時間がかかりました。

また、インターネットを運営するプ



ロバイダに権利侵害情報の削除要請や発信者情報の開示請求を行っても、プロバイダ責任制限法の免責規定により、権利侵害の明白性が判断されることが前提でした。

つまり、インターネットによる人権 被害を受ける者を先ず救済する仕 組みにはなっていないのが現状で す。

今、いろいろな自治体が、人権を 尊重する仕組みの中で、インターネット上の人権侵害に対して、自治体 自身がその被害を公表し、またプロ バイダに削除を要請することができるようになってきました。川崎市も 「差別のない人権尊重のまちづくり 条例」の中で、次のようにその対策 を示しています。

インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

第17条 市長は、インターネッ トその他の高度情報通信ネット ワークを利用する方法による表 現活動(他の表現活動の内容を記 録した文書、図画、映像等を不特 定多数の者による閲覧又は視聴 ができる状態に置くことを含む。 以下「インターネット表現活動」 という。)のうち、次に掲げるも のが本邦外出身者に対する不当 な差別的言動に該当すると認め るときは、事案の内容に即して、 当該インターネット表現活動に 係る表現の内容の拡散を防止す るために必要な措置を講ずるも のとする。

- (1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動
- (2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動 (市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。) で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等 (市の区域内に住所を有する者、 在勤する者、在学する者その他市 に関係ある者として規則で定め る者をいう。以下同じ。)を対象 としたものであると明らかに認 められるインターネット表現活 動

イ アに掲げるインターネット表 現活動以外のインターネット表 現活動であって、市の区域内で行 われた本邦外出身者に対する不 当な差別的言動の内容を市の区 域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講える。 前項の力力を講える。 で表して対対は、当該インターを対して対対が本邦外出身者に対する。 活動が本邦外出身者に対する。 は、当該インターネット表現活動を別の内容の概要及びしまる。 で表していまする。ただり第日によりのできる。 ができる。 ができる。

- 3 前2項の規定による措置及び 公表は、市民等の申出又は職権に より行うものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の 規定による措置及び公表をしよ

うとするときは、あらかじめ、川 崎市差別防止対策等審査会の意 見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による 公表をするに当たっては、当該本 邦外出身者に対する不当な差別 的言動の内容が拡散することの ないよう十分に留意しなければ ならない。



また、インターネットによる被害は、 ヘイトスピーチだけではありません。 個人の行為や発言を取り上げて、 残忍で陰惨な言葉を使って執拗に 攻撃することが増えています。その 被害によって精神的に追い込まれ、 自ら命を絶つような事例が社会的な 問題になっています。

さすがに政府も重い腰を上げ、インターネット上の人権侵害への対策 を講じる法整備を検討していますが、 早急に取り組む必要があります。またTwitterやFacebook、Yahooなどの SNSを運営する会社も自主的に投稿者に制限をかけるようになってきましたが、その被害状況には追い付いていません。 よく、インターネットを見なければ 自らが傷つくことはないではないか という意見を聞きますが、それは違 います。自分が知らないところで、 自分がどんな酷い言い方をされて いるか、多くの他人がそれを知って いることの方が、さらに気味が悪いと 思います。

インターネットによる人権侵害、とりわけヘイトスピーチによる被害をすぐにでもなくすために、法整備や運営会社の主体的な取り組みが求められます。

と同時に、インターネットを利用する者たちが、ヘイトスピーチや言葉による人権侵害を起こさせないような教育・啓発を進めていかなければなりません。

ヘイトスピーチを根絶するために 3

選挙運動だからといって ヘイトスピーチは許されません

へイトスピーチの根絶をめざす市 民運動が、近年新たに取り組むこと になったのが、選挙運動、あるいは 政治活動の名を借りて行われるへイ トスピーチ対策です。

(1) 2016 年東京都知事選挙

7月の東京都知事選挙で、在特会元会長・桜井誠が立候補しました。 彼は都政に関する主張をほとんど 行わず、もっぱら在日コリアンの主 要な民族団体である在日本大韓民 国民団(民団)と在日本朝鮮人総聯 合会(総連)本部前等で激烈なヘイトスピーチを行いました。

民団前では「民団の人間は、さっ

さと日本から出て行け!」といい、総連前では「70年にわたって、日本人に対して悪口罵詈雑言の限りを尽くしい犯罪の限りを尽くしてきたのが朝鮮人」といい、新大久保では「都知事になったら直ちにこの韓国人街から犯罪朝鮮人を叩き出します」などと、選挙運動に名を借りたへ介スピーチを繰り返したのです。桜井誠はこのような主張を繰り返したにも関わらず11万票を獲得しました。

民団は、このヘイトスピーチに対して、2016年9月に人権救済の申立を行いましたが、12月法務省は「人権侵犯事実不明確」の判断を下しました。



同年10月、桜井誠は、日本第一党を結成して自らが党首に就任し、政策として、「核武装の実現」、「日韓国交断絶」、「入管特例法(特別永住資格)の廃止」、「民団、総連の強制解散」などを挙げました。

(2) 2019 年統一地方選挙

日本第一党から神奈川県内では、 川崎市川崎区で佐久間吾一が、相 模原市では三区で3人が市会議員 に立候補したほか、全国で計12人 が立候補しましたが、いずれも市民 の落選運動などによって下位落選 でした。

その他、日本第一党ではなく「日本国民党」や「NHKから日本を守る会」などから過去にヘイトデモや街宣に参加した経験のある人物が地方議員に立候補し、数人が当選していますが、その議員たちの言動

や活動を注視する必要があります。

2020 年 3 月には、韓国からの旅行客の多い長崎県対馬市の市長選挙に、京都朝鮮学校公園占用抗議事件、徳島県教職員組合業務妨害事件、ロート製薬強要事件の3事件に関して逮捕・起訴されいずれも有罪判決を受けている荒巻靖彦が立候補しましたが、1,908票[得票率7.46%]で落選しました。わざわざ対馬まで出かけて嫌韓キャンペーンをするために立候補したのです。

(3) 法務省の見解「選挙運動とはいえ言動の違法性は否定されない」

選挙運動に名を借りたヘイトスピーチが頻発する事態を受けて、法務省は2019年3月12日に「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」(法務局人権擁護部課長、地方法



務局人権擁護部長宛 法務省調査 救済課補佐官事務連絡)を出しまし た。その内容は、「選挙運動等とし て行われたからと言って、直ちにそ の言動の違法性が否定されるもの ではありません」、「選挙運動等に藉 口(しゃこう)した不当な差別的言動 その他の言動により人権を侵害され たとする被害申告などがあった場合 には、その言動が選挙運動などとし て行われていることのみをもって安 易に人権侵害性を否定することなく ……その内容、熊様などを十分吟 味して、人権侵犯性の有無を総合 的かつ適切に判断の上、対応され るよう願います」というものです。これ に基づき、3月28日警察庁刑事局 捜査第二課理事官事務連絡「不当 な差別的言動が選挙運動等に藉口 して行われる場合への対応につい て」では、上記の文書を紹介し、へ イトスピーチについては法務省と連 携の下に対応するよう求めました。

また、公職選挙法第 150 条の 2

は「他人若しくは他の政党その他の 政治団体の名誉を傷つけ若しくは 善良な風俗を害しまたは特定の商 品の広告その他営業に関する宣伝 をするなどいやしくも政見放送とし ての品位を損なう言動をしてはなら ない」としています。特定の個人や 団体を標的にしたヘイトスピーチは、 公職選挙法違反になる可能性が高 いといえます。

(4) 2020 都知事選挙とその後

2020 年 9 月 2 日朝日新聞は「へ イトやめぬ党首 国政うかがう 都知 事選で約 17 万票(5 位) 在特会元 会長・桜井氏」(得票は約 179,000 票で 5 位、得票率は 2.9%、前回よ り 64,000 票増加)と報道しています。 具体的には日本第一党は、次回の 衆議院選挙で比例区東京ブロック に 4 人の候補を擁立し、桜井は東 京 15 区(江東区)に出馬するという 方針を示しています。

選挙運動に名を借りてヘイトスピーチを行う候補者は落選運動で対抗しましょう。特定の候補者を支援せず、特定の候補の落選を呼びかける市民運動は選挙違反ではありません。

|川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例|の概要

制定経緯

は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な ||崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別 差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

(1) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性 的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由 とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。 不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまち 人権教育及び人権啓発の実施

づくりに対する市民及び事業者の理解を深める

ため、人権教育及び人権啓発を行います。

機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他 人権侵害による被害の救済を図るため、関係 人権侵害による被害に係る支援 の必要な支援を行います。

人権に関する施策を効果的に実施するため、 必要な情報の収集及び調査研究を行います。 情報の収集及び調査研究の実施

2)本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

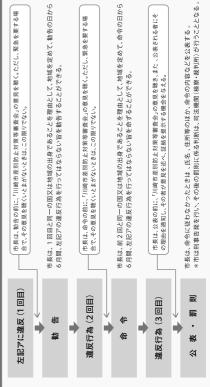
ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は 地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦 外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせては ならない。

<福服><

- 市の区域内の道路、公園などの公共の場所
- 拡声機(携帯用のものを含む。)を使用
- 看板、プラカード等を掲示
- ●ビラ、パンフレット等を配布
- ■本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを 煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を 加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱 するもの

イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動(違反行為)が行われた場合の流れ



ウャの街

●インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

2020年12月

発行·編集

ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク

日本第一党の主張 〔移民・外国人政策〕

